

令和7年4月1日

## 女性活躍推進法に関する情報公表

○女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供（令和7年3月31日現在）

労働者に占める女性労働者の割合	61.34%
-----------------	--------

○男女の賃金の差異（令和6年度 実績）※男性の賃金に対する女性の賃金の割合

区分	男女の賃金の差異
1. 全労働者	97.77%
2. 正職員	95.19%
3. パート職員	101.96%

○男女別の育児休業取得率（令和6年度 実績）

男性	66.6%
女性	100%

対象期間：令和6年事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

正職員：社外への出向者を除く パート：有期職員が対象

賃金：通勤手当等を除く